

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

アルバイトに一律に支給する交通費

Q：当社は、月に10日程度しか出勤しないアルバイトについて、賃金のほかに交通費として1日当たり一律2,000円を支給しています。

通勤手当は非課税と聞いていますので、この2,000円についても、課税しなくて差し支えないでしょうか。

A：その者の経済的、合理的と認められる運賃等の額に相当する金額だけが非課税とされ、それを超える金額は、給与課税の対象となります。

【解説】

通勤手当は、所得税法上非課税所得とされており、申告等の手続は不要です。ただし、非課税となるためには一定の限度額の枠内で支給していることが必要であり、それは通勤手段および通勤距離により決まっています。

交通機関の利用を常例としている者に支給される通勤手当の非課税限度額は、その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額（1月当たりの金額が5万円を超えるときは、1月当たり5万円）とされています。

ご質問の場合のように、運賃の実費相当額でなく、一律の金額を支給するような場合には、そのうちその者の経済的、合理的と認められる運賃等の額に相当する金額だけが非課税とされ、それを超える金額は、給与の課税対象となります。

